

熱海市地域福祉計画策定支援業務委託 仕様書

1. 業務名

熱海市地域福祉計画策定支援業務

2. 期限

令和9年3月31日まで

3. 目的

国や静岡県の動向、熱海市の状況等を的確に把握し、熱海市が取り組むべき課題や福祉施策の基本的方向・実施施策や目標を定める、地域福祉計画を策定することを目的とする。

4. 業務内容

【アンケート調査】

(1) 住民アンケート調査

住民の生活実態や健康状態、福祉施策に対する考え方等の把握を行い、計画策定の基礎資料とする。

受託者は、調査票の設計及び調査票の印刷、発送用及び回収用封筒の作成、封入・封緘及びラベル貼り作業、調査票の回収、調査結果の入力・集計・分析を行い、アンケート調査結果のとりまとめを行う。

対象者の抽出、宛名ラベルの作成、調査票の発送は委託者が行う（発送・回収の郵送料は委託者が負担する）。

アンケート調査の実施概要

調査対象	2,000 票
調査方法	郵送法
調査票種類数	1 種
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計
分析	施策提案に関するものについては、多変量解析等を用いた統計的な分析を行うこと

【会議等支援】

(1) 住民ワークショップ実施支援

住民参画の一環として、地域住民との協働体制をとともに考えるためのワークショップ（5回開催予定）を実施する。実施に際しては、必要な支援（企画提案、資料原案作成、議事録（要録）作成等）を行う。資料作成は1種の作成、議事録作成は、ワークシートのとりまとめを想定し、出席は不要とする。

(2) 計画策定等委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（3回開催予定）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに議事進行を行い、協議事項に関するアドバイス等の支援及び議事録作成を行う。

【情報収集・分析・作成支援】

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

国の動向、静岡県に関連計画、熱海市の概要及び社会経済的特性等について、熱海市が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。なお、最新の熱海市総合計画と整合性をとること。

(2) 課題の整理・抽出

基礎的な地域データやアンケート調査及び最新の熱海市総合計画などの上位計画から、地域福祉に関する施策を実施するうえでの課題を整理し、重点課題を抽出する。

また、他自治体の計画や全国的なトレンドから計画に盛り込むべき課題を提案すること。

(3) 検証可能な重点施策・数値目標の検討

重点施策・数値目標の検討にあたっては、国・静岡県の施策及び熱海市の関連計画との整合性を図ったうえで、検証可能な評価指標を設定する。

(4) 計画骨子案・素案の作成

上記を踏まえて基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し内容の協議を行う。

保健福祉関係課、子ども・子育て支援関係課や教育関係課等の福祉関連施策の現状を把握し、各課が提案する取組内容等について内容を精査すること。

(5) 概要版の原稿作成

確定した計画内容を要約した概要版の原稿を作成する。計画の内容を住民に周知するという目的を勘案して、わかりやすくとりまとめる。

5. 成果品

- ・上記、電子データ一式

（修正可能な電子データおよび PDF データを格納した CD-ROM 含む）

6. 市民等情報の取り扱い

- (1) 本業務を行うために市が提出した市民等情報については、次に掲げる事項を行ってはならない。

- ① 漏えい、紛失及び改ざんすること。
- ② 本業務以外に使用すること。
- ③ 市の許可無しに第三者に提供すること。
- ④ 市の許可無しに複写すること。

(2) 市民等情報に関して提出した資料は、市に返還し、また、電子データは消去しなければならない。

(3) 市民等情報の管理に関し、事故が発生した場合は、速やかに市に報告しなければならない。

7. その他

- ・ 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ委託者と協議し、決定すること。
- ・ 本業務に係る事項について、今後新たな方針が国及び静岡県から示されるなど状況が変化した場合には、熱海市と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- ・ 本業務を遂行するために委託者が保有する資料が必要な場合は、現場代理人または主任技術者に借用書と引き換えに貸与するものとする。受託者は、委託者の情報資産の安全性を確保している証明として、以下の認証取得していなければならない。
- ・ JISQ15001（プライバシーマーク）又は ISO/JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
- ・ 正確な実態や市民の要望を適切に把握できる調査設計を行うため、受託者は統計調査士、専門統計調査士、専門社会調査士のいずれかの資格を有する者に、適宜助言を求められる体制を整えること。
- ・ 分析については、必要に応じてアンケート調査や地域福祉に関する専門知識を有する者または学識経験者の助言を踏まえること。
- ・ 本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、全て市に帰属するものとする。なお、市の承諾を受けないで他に公表し、譲渡、貸与又は使用してはならない。
- ・ 本業務を進めるにあたって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び熱海市個人情報保護法施行条例の規定に従い、適正に取り扱うこと。

以下余白